

入会及び退会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本人材紹介事業協会（以下「協会」と言う。）の定款第6条第2項の規程に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準)

第2条 この協会の目的に賛同し、正会員及び賛助会員として入会を希望する者は所定の入会手続きを経て入会することができる。

2 正会員は、厚生労働大臣の許可を受けて、主として管理的職業、専門的・技術的職業、事務的職業又は販売の職業について職業紹介事業を営む者とする。

3 賛助会員は、本会の目的に賛同し、かつ、本会の事業に協力する個人又は法人とする。ただし、次のいずれかに該当する者は賛助会員となることができない。

(1) 職業紹介事業者

(2) 正会員に所属する構成員

(3) 正会員でない職業紹介事業者に所属する構成員

(入会手続き)

第3条 正会員及び賛助会員として入会を希望する者は、別に定める入会申込書を提出しなければならない。

2 前項の入会申し込みを受けたときは、理事会の議決を経て入会の可否を決定し、これを申込者に通知するものとする。

(再入会の制限)

第4条 正会員及び賛助会員として入会を希望する者が、定款第8条第3号の除名又は同第4号の会費未納による資格喪失により会員資格を喪失した者であるときは、前条の規定にかかわらず、当該資格喪失の日から5年を経過するまでの間、再入会をすることができないものとする。

(会員の資格喪失)

第5条 正会員が、定款第8条の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

2 賛助会員が、定款第8条の第1号から第3号に該当する場合、または第2条第3項ただし書きの各号に該当することとなった場合は、その資格を喪失する。

(退会手続き)

第6条 正会員及び賛助会員は、定款第9条に基づき、会長に届け出て、任意に退会することができる。ただし、退会後であっても会費等の未納や滞納がある場合においては、必ずすべて清算を終えなければならない。

(再入会者に対する特例)

第7条 前条前段に規定する退会の届け出において、12か月を限度として再入会する計画を付した届出を行った正会員が、計画した期間後に再入会を行おうとする場合、

定款第7条の規定にかかわらず、会費規程第2条第1項第1号に定める入会金の納付を免除することができるものとする。ただし、前条ただし書きの清算を終えていないとき及び定款第8条第3号又は第4号により会員資格を喪失したときはこの限りではない。

2 前項の退会から再入会までの計画期間（以下「休会期間」という。）経過後において、特段の事情により当該休会期間の延長の申請があった場合、会長は最長12か月の休会期間の延長を認め、前項の規定を適用することができるものとする。ただし、休会期間中の者は会員資格を有しない。

（会員資格の継承）

第8条 正会員の資格を有する法人が、合併または分離等により、その法人格又は取り扱い職業等に変更があった場合の会員資格の取り扱いは次によるものとする。

- (1) 会員の法人格の変更に関して、厚生労働大臣に対して職業紹介事業の変更手続きを行い、これを認められた場合、会員資格は継承できるものとする。
- (2) 会員の法人格の変更に関して、厚生労働大臣に対して新たに職業紹介事業許可申請を行う必要がある場合にあっては、従前の法人の会員資格を継承することはできない。ただし、第3条の入会手続きを経て新たに正会員となることを妨げないものとする。

（会員名簿及び会員名の公開）

第9条 入会者は、会員の種別毎に、協会の管理する会員名簿に登録する。

2 会員名簿に登録された正会員については、この協会の管理するホームページ等で公開する。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議をもって行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、協会が一般社団法人の移行認可を受け登記をした日から施行する。

附則 この規程は、平成24年定時社員総会終了の日（平成24年5月28日）から施行する。